# 令和5年 第9回定例教育委員会

令和5年9月22日(金) 午後2時から 役場101・102会議室

1 開会の宣言	教育長
2 あいさつ	
3 概要報告	
4 事務局報告 (1)教育総務関係 令和5年9月宮代町議会定例会関 ア 令和5年度一般会計補正予算 イ 一般質問の概要について (2)学校教育関係 ア 10月の行事予定について イ 10月の事業予定について ウ 令和5年度要保護並びに準要係 について エ 専決処分の報告について (3)生涯学習関係 ア 10月の事業予定について	
5 協議事項 (1) 令和6年度当初教職員人事異重	かの方針について ・・・・・・・ P13
6 その他	
7 次回教育委員会について	
8 閉会宣言	教育長

# 4 事務局報告

# (1)教育総務関係

令和5年9月宮代町議会定例会関係(教育関係予算)

ア 令和5年度一般会計補正予算(第3号)について

# ■歳出

	事業名	補正予算額	内容
1	小学校施設管理事業	2,915 千円	公共施設等の緊急点検に伴う施設の劣化診
			断等の実施
2	中学校施設管理事業	2,750 千円	公共施設等の緊急点検に伴う施設の劣化診
			断等の実施
3	社会体育施設維持管理事業	3, 199 千円	公共施設等の緊急点検に伴う緊急工事
			・宮東テニスコート防球ネット支柱交換工事
			1,671 千円
			・宮東テニスコートネットフェンス取替工事
			1,528 千円
4	学校給食運営管理事業	935 千円	公共施設等の緊急点検に伴う施設の劣化診
			断等の実施

## イ 一般質問の概要について

# 通告1号 川野 武志 議員

### 3. スクールガード等の取組みについて

通学路に求められる一番の条件は「安全性」の確保だと思います。

具体的には「交通安全」は、道路改良や標識等の設置による環境改善を、「防犯」においては様々な防犯グッズの充実が必要であると思います。そして、「スクールガード」や「こども110番の家」など、子供たちの安全を見守るために地域で様々な取組みが行われていますが、何といっても、最終的には、マンパワーの確保が最も重要だと思います。

そこで次の点についてお伺いします。

- ①スクールガードやこども110番の家のこれまでの活動状況と評価は
- ②スクールガードやこども110番の家に登録しているボランティアの年齢構成は
- ③スクールガードやこども110番の家に携わるマンパワー確保に向けた今後の課題・取組みの具体策は
- ④スクールガードの装備品(ベスト、ジャンバー、帽子、腕章等)の支給状況と充実対の考えは

# 通告3号 深井 義秋 議員

### 3. 通学路の安全対策について

交通安全対策として、交通安全週間の時期になると、定期的に杉戸警察署と共に交通安全教育が各学校で行われます。以前から各小学校の通学路にスクールガードが設置されていて必要のないところの場所、例えば小学生がいなくなった場所の見直しはされていないようですが、以下についてお伺いします。

- ①通学路の安全点検について。
- ②危険な通学路の把握と対応について。
- ③安全対策の課題と取り組みについて。

#### 4. 中学校の校則について

最近ニュース報道で学校の制服や帽子、髪型等自由にされている私立学校が増えてきていますが、 公立学校での校則の見直しについての取り組みをお伺いします。

- ①校則についての基本的な考えは。
- ②校則についての各中学校の現状は。

# 通告 4号 土渕 保美 議員

### 3. スポーツフェスティバルについて

昨年から町民体育祭の代わりに行われたスポーツフェスティバルは、天候にも恵まれ、今までにないスポーツの祭典として次世代のイベントとなり大いに盛り上がりました。私も、自ら参加し、その楽しさを体感いたしました。その中でも参加団体による意見交換が行われて反省点、問題点などが聞かれたことと思います。そこでお伺いします。

- ①反省点、課題点をお聞かせください。
- ②昨年同様に今後も行うのかお聞かせください。

# 通告5号 塚村 香織 議員

## 1. 通学時の重い荷物による心身への影響を考えて

通学時荷物の平均重量は、小学生が約 4kg、中学生が約 10 kgとなっている現状で、子どもたちは毎日重い荷物を背負いながら登下校をしています。特に小学生はランドセル自体も重いこともあり、成長期の子どもたちに与える心身の影響を踏まえた対応が必要と考えます。そこで以下の質問をいたします。

- ①小学生のランドセル使用について、学校の考え方を伺います。
- ②心身の影響を踏まえた登下校の荷物の重さに関して「置き勉」などの対策はどのようになっているのか、小学校、中学校それぞれの対応を伺います。

# 通告8号 丸山 妙子 議員

### 3. 安心安全の学校教育と子どもの人権について

- ①猛暑から酷暑へ、子どもの安心安全を守るために、登下校を含めた、部活動の安全対策について の考え方について
- ②今後の体育館のエアコン設置について
- ③多様性に対応した制服が選定できるようになることで、生徒手帳の見直しもされると思う。これ を機に、子どもの権利条約を記載されてはいかがか。
- ④子どもの健康のために、体育座りを見直した自治体が増加しているが、町はどう考えるか。

### 4. 主権者教育の必要性

身近で遠い地方議会と言われ、住民の関心が薄い現状が見られる。

①主権者教育の取組の考えは。

若い世代の投票率ほど低い。18歳から選挙権があり、中学校卒業後3年で投票できる。しかし、 誰に投票して良いかわからず、棄権する傾向があるという。

②主権者教育の早期取組みについて早急に必要と考えるが、町はどう考えるか。

# 通告9号 角野 由紀子 議員

### 1. 須賀小学校地域拠点施設基本構想

宮代町小中学校適正配置事業での、須賀小学校地域拠点施設基本構想が策定された。

- ①基本構想が発表されるまでの取組、経過について詳細について伺う。
- ②スケルトン・インフィルについて現在考えている内容は。今後のスケジュールはどうなるか。
- ③須賀地域にとっておおいに希望がもてる事である。今後のまちづくりへの波及効果をどのように描いているか何う。

### 3. 学校図書館の充実と子どもの読書活動の推進

国の第5次子どもの読書活動推進基本計画は、令和5年度から計画が始まっている。関連する第6次学校図書館図書整備等5か年計画は、令和4年度からとなっており、相関的にとらえながら、読書教育の推進、魅力ある学校図書館の整備へとしていくのが望ましいと思う。

- ①当町は、子どもの読書活動の推進計画を策定しているか。
- ②子どもの読書の現状は。
- ③学校図書館の現状は。蔵書の廃棄、更新は行われているか。適切な予算措置は行われているか。
- ④ふるさと納税の活用なども考えられるが。

### 4. 町立図書館駐車場

町立図書館は、指定管理者によって、常にサービスの向上が図られているが、敷地内の駐車場は、 大雨によって、敷石以外の土が流され減ってしまっている。ガタツキが危険であり、改善すべきで あるが。

# 通告10号 泉 伸一郎 議員

### 2. GIGAスクールの課題と対策

GIGAスクール構想によって整備された一人一台端末環境は、新たな教育改革として学びの充実に重要な役割を果たしてきた。また、一人一台端末は不登校、特別支援、病気療養、外国籍などの多様な児童生徒の実用や特性に応じた、誰一人取り残さない学びを保証するうえでも重要である。さらには心の状況を書き込むなどして、いじめの防止にも使うことができるとされている。しかし、地域間・学校間の利用格差が発生しているため、改善に向けた対策が必要となっている。また、端末の更新が近づいていることから一人一台端末の継続への整備を進めなくてはならない。そこで質問する。

- ①当町における一人一台端末の利活用状況について伺う。
- ②GIGA環境を前提とした教員養成の取組について伺う。
- ③更新にかかる予算の確保に向けた取組について伺う。

# 3. 教育支援センター

不登校児童生徒数は全国的に増加している。そのため、不登校対策を進めることは大切である。 昨年に開設された教育支援センターは、その対策機関として重要な役割を担っており、期待されている。学校との連携により、不登校児童生徒のサポートの充実と減少を進めてもらいたい。そこで質問する。

- ①当町における不登校児童生徒の現状はどのようになっているか伺う。
- ②不登校児童生徒のサポートと登校できるようにする取組について伺う。
- ③教育支援センターにおける成果と実績について伺う。

# (2)学校教育関係

ア 10月の行事予定について(各小中学校)

須賀小:須 百間小:百 東小:東 笠原小:笠 / 須賀中:須 百間中:百 前原中:前 小学校 4 校:小 中学校 3 校:中

小子仪4仪:小 中子仪3仪:中			
日付	小 学 校	中 学 校	
1日(日)	運動会予備日(須)		
2日 (月)	運動会振替休業日(須)	教育実習(~13日)(百)	
3日 (火)	就学時健康診断 (百)		
	田んぼの学校稲刈り (5年) (笠)		
4日(水)	田んぼの学校稲刈り (5年)(百)		
5日(木)	就学時健康診断 (須)	臨時歯科健診 (3年) (須)	
	田んぼの学校稲刈り (5年) (東)	臨時歯科健診(2・3年)(百)	
6日(金)	就学時健康診断 (東)		
	修学旅行保護者説明会(須)		
	田んぼの学校稲刈り (5年) (須)		
	運動会振替休業日 (笠)		
7日(土)			
8日(日)			
9日 (月)	スポーツの日	スポーツの日	
10 日 (火)	就学時健康診断 (笠)	中間テスト(前)	
11日(水)			
12 日 (木)	修学旅行(~13日)(百)		
	修学旅行(~13日)(東)		
	修学旅行(~13日)(笠)		
13 日 (金)			
14 日 (土)			
15 日 (日)			
16日 (月)		中間テスト(須)	
		南埼駅伝	
17 日 (火)	就学時健康診断(須)眼科	校長交換講話 (前)	
	校長交換講話 (百)		
18日 (水)	須賀中の合唱を聴く会(須)	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町	
	「島村盛助」氏を顕彰する宮代町	小・中学校児童生徒英語活動発表会	
	小・中学校児童生徒英語活動発表	(百)	
	会 (東・笠)		
19日 (木)	避難訓練(須)		
20 日 (金)	ふれあいデー(須・百・東・笠)	中間テスト(百)	
- \ \ \(\frac{\pi_{\lambda}}{\pi_{\lambda}}\)		1 1147 / 1 (147	

		ふれあいデー(須・百・前)
21 日 (土)	校内音楽会(百)	10 4 00 0 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
22 日 (日)	区门日水五(口)	
, ,,		
23 日 (月)		
24 日 (火)	就学時健康診断(百)眼科	
	ハーモニー祭(分散実施)(笠)	
	校内絵画展(~26日)(笠)	
25 日 (水)	ハーモニー祭(分散実施)(笠)	
26 日 (木)		
27 日 (金)	校内音楽会(分散実施)(東)	文化祭・合唱コンクール(須)
	第2回学校運営協議会(百)予定	合唱祭 (百)
28 日 (土)	校内音楽会・オープン参観(須)	
	第2回学校運営協議会(須)	
	校内音楽会(分散実施)(東)	
29 日 (日)		
30日(月)	振替休業日(10/28)(須)	歯みがき指導(1-1)(百)
31 日 (火)		歯みがき指導(1-2)(百)
		合唱祭 (前)
		第3回学校運営協議会(前)

# イ 10月の事業予定について(教育委員会)

日付	内容	場所
11日 (水)	第2回教育長訪問	各学校
11 日 (水)	第2回スクールガードリーダー会議	役場204会議室
12日(木)	第2回就学支援専門委員会	役場204会議室
13 日 (金)	支援担当訪問	須賀小
16日(月)	第2回教育長訪問	各学校
17日 (火)	支援担当訪問	前原中
19日(木)	ICT活用法研修会	オンライン
19日(木)	未来へつなげる学びを支援する学校訪問	須賀中
26 日 (木)	第3回就学支援専門委員会	笠原小

ウ 令和5年度要保護並びに準要保護児童生徒の就学援助費支給認定者数について 要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数(令和5年9月1日現在)

小 学 校	合 計
須賀小学校	0
百間小学校	0
東小学校	0
笠原小学校	3
合 計	3

中学校	合 計
須賀中学校	0
百間中学校	1
前原中学校	0
合 計	1

準要保護児童生徒 就学援助費支給認定者数(令和5年9月1日現在)

小 学 校	合 計
須賀小学校	20
百間小学校	42
東小学校	20
笠原小学校	38
合 計	120

中学校	合 計
須賀中学校	20
百間中学校	31
前原中学校	18
合 計	69

# エ 専決処分の報告について 宮代町立百間中学校いじめ問題調査専門委員の任命

宮代町立百間中学校いじめ問題調査専門委員の任命について、宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、これを報告します。

宮代町教育委員会 教育長 中村 敏明

### 専決の理由

宮代町立百間中学校いじめ問題調査専門委員の任命について、緊急を要し、 かつ会議を開く暇がなかったことにより令和5年9月1日に専決処分を行った。

# 専 決 処 分 書

宮代町立百間中学校いじめ問題調査専門委員の任命について、次のとおり専 決処分する。

令和5年9月1日

宮代町教育委員会 教育長 中村 敏明

## 宮代町立百間中学校いじめ問題調査専門委員名簿

任期 令和5年9月1日~

	1—274			
番 号	職名等	氏 名 (よみがな)	備考	
1	弁護士	神尾 尊礼 (かみお たか ひろ)	埼玉県弁護士会推薦	
2	公認心理 師・ 臨床心理 士	竹田 希美子(たけだ きみ こ)	埼玉県公認心理師協会 推薦	

# (3) 生涯学習関係

ア 10月の事業予定(教育委員会主催事業)について

日時	内容	場所
3日 (火)	■親の学習会(家庭教育学級)	全小学校
5日(木)	家庭の教育力の向上を目指して、就学時健康診断の時	
6日(金)	間を活用して、小学校入学前の子供の子育てに必要な心	
10日(火)	構えや注意点など、親の学習講座を開催する。	
	【期日】	
	3日(百間小)、5日(須賀小)、6日(東小)、	
	10日(笠原小)	
	【講師】	
	笠原小・須賀小 埼玉県家庭教育アドバイザー	
	山根珠江 氏	
	百間小・東小 埼玉県家庭教育アドバイザー	
	佐藤洋子 氏	
8日(日)	■町民スポーツフェスティバル	総合運動公園
9:30-15:30	町民体育祭に代わる新たなスポーツの形として、年齢	(ぐるる宮代)
	や障がいの有無に関わらず誰でも参加できるスポーツの	
	振興を目的に実施します。	
	<協力団体> 19団体	
	<競技種目> 18種目	
	<その他> スタンプラリー、飲食店の出店など	
10月28日(土)	■特別展「古代のみやしろ」	郷土資料館 口
~12月24日(日)	古墳時代のみやしろを代表する、道仏遺跡から出土し	ビー及び特別展
	た格子模様が特徴の韓式系軟質土器(かんしきけいなん	示室
	しつどき)や、姫宮神社遺跡から出土した埴輪などの特徴	
	的な遺物に焦点をあて、周辺地域とのつながりを考える	
	展示を行います。	

## 【参考】

第32回埼葛人権を考えるつどい(埼葛12市町共催事業)

埼葛12市町の人権問題に取り組む様々な団体が主体となり、地域間の交流を行いなが ら、人権意識の高揚と正しい理解を図ることを目指して実施する。

期 日 : 10月5日(木) 9時30分~16時

会場: 越谷コミュニティセンター

<宮代町からの参加状況>

・標語、折り鶴、メッセージカード、人権の花など…各小中学校の児童・生徒・教職員

- ・出展(児童生徒の製作美術品)…宮代特別支援学校
- ・出店(さをり織り等の販売)…福祉作業所ひまわりの家

# 5 協議事項

令和6年度当初教職員人事異動の方針について

### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」及び「宮代町教育振興基本計画」並びに「宮代町教育行政重点施策」を踏まえ、学校教育に対する町民の期待に応えるため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 県及び本町教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 県及び本町教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 県及び本町教育水準の向上を図るため、特に埼玉県教育委員会の理解を得て、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

#### 2 転任·転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤 続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

#### 3 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。





 各市町村教育委員会教育長

 各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長

 各県立学校長

 各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長(公印省略)

令和6年度当初教職員人事異動方針について (通知)

標記の件について、別紙のとおり決定したので通知します。

なお、実施に当たっては、各関係機関の連携を密にし、協力して適正な人事を 行い、所期の目的が達成されるよう格段の御尽力をお願いします。また、貴管下 教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

# 令和6年度当初教職員人事異動方針について

本委員会は、ここに令和6年度当初人事異動を推進するに当たり、教職員人事 異動の方針を次のとおり定め、その実現を期するものである。

その実施に当たっては、各市町村教育委員会をはじめ教育関係各位の積極的な 御協力を切望してやまない次第である。

令和5年8月21日

埼玉県教育委員会

### 令和6年度当初教職員人事異動方針

### 1 基本方針

「第3期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえ、学校教育に対する県民の期待に応える ため、以下に基づき、人事異動を推進する。

- (1) 本県教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、 適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 本県教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 本県教育水準の向上を図るため、全県的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、 異動を実施する。特に、市町村立小・中学校等(さいたま市を除く。)の教職員の人事 異動については、市町村教育委員会の内申を尊重して行う。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して 適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全県的視野から適切な配置に努める。
- (7) 女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

### 2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並 びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置す る。
- (2) 人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。

- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、 勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

### 3 登用

校長、副校長、教頭、事務長等及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

### 4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・ 高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

教 小 第 2 9 6 号 令和 5 年 8 月 2 2 日

各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長 各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 各 教 育 事 務 所 長

埼玉県教育委員会教育長

令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項 について(通知)

このことについて、別紙のとおり決定したので、通知します。

なお、実施に当たっては、「令和6年度当初教職員人事異動方針」に基づき各関係機関との連携を密にし、協力して適正な人事を行い、所期の目的が達成されるよう格段の 御尽力をお願いします。

また、貴管下教職員にも、趣旨を周知徹底するよう御配意願います。

令和6年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動は、「令和6年度当初教職員人事 異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

#### 1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材 育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全県的視野に立って行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。 なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する市町村教 育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な 異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する市町村 教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難い場合は、広域的な 異動により適切に配置を行う。

#### 2 転任・転補関係

- (1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。
- (2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。
- (3) 次の教員(教頭及び主幹教諭を除く。)、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。
  - ア 同一校在職3年未満の者
  - イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者
  - ウ 休職中の者
- (4) 経験豊かな教職員(教頭及び主幹教諭を除く。)の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

- (5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。 特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。
- (6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、単独実施校相互あるいは共同調理場相互の異動に限ることなく、単独実施校と共同調理場との間での異動を積極的に推進する。
- (7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 近年新設及び統合した学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。

(11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員 及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。 特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。 また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育 事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

#### 3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的 に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。 その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。

なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

#### 4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼 玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

### 5 その他

- (1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について
- ア 市町村教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。
- イ 教育事務所長は、上記アの計画の具体化を進めるため、管内市町村教育委員会の人事の実態や課題に基づき、市町村教育委員会の協力のもと、広域的な異動を推進する。

### (2) 退職

- ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例に定めるところによるものとする。
- イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和5年12

月8日とする。

# (3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任 制度実施要綱」に準じて行う。